

南会ドローン中学校ドローンショー開催事業仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、発注者「福島県」が受託者「 」に委託する標記事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

南会ドローン中学校ドローンショー開催事業

3 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務の目的

福島県が令和7年度から実施する「南会ドローン中学校」は、ドローン寒冷地テストフィールドを活用したドローンスクールを運営し、若手ドローン人材を育成・ネットワーク化するとともに、地域内のドローン活用を促進することにより、生産性向上や新たな事業展開を図り、若手（女性）の流出を抑制することを目的としている。

この事業では、人材育成のほか、イベント（（仮称）南会ドローンフェス）を開催し、大人から子どもまでドローンを身近に感じてもらうことにより、地域全体のドローン活用への理解を醸成することとしている。

本業務では、イベントの一環として日没後に屋外で行うドローンショーを開催しながらドローンスクール受講生にドローンショーの仕組み等を教授することを目的としている。

なお、イベントにおいては、本業務によるドローンショーのほか、ドローンに関するトークショー、子どもを対象とするドローンの飛行プログラミング教室、ドローン操作体験会などの屋内プログラムも予定している。

5 事業の内容（委託契約に基づく履行内容）

福島県南会津郡内の公園等において、日没後、200機以上のドローンを用いたドローンショーを1回開催するとともに、南会ドローン中学校受講生（最大20名）にドローンショー開催の現場を見学させながら仕組み等を解説する。

雨又は強風等によりドローンが飛行できない場合は、ドローンショーを中止とし、後日、オンライン講義や動画等の方法により南会ドローン中学校の受講生にドローンショーの仕組み等を解説する。

（1）実施時期

令和7年7月から9月までの期間に実施する。

（2）料金

イベントへの入場料は無料とし、本業務によるドローンショーの観覧も無料とする。

（ただし、ドローンショー以外の一部のプログラムにおいて、体験料を設定する可能性がある。）

(3) 実施場所

イベントの実施場所は、ドローンショーに係る制約が最も大きいことから、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。

(4) 演出内容

- ドローン活用への理解を醸成するというイベントの趣旨を踏まえつつ、南会津地方の魅力をPRできる内容とする。
- 単に図形、キャラクター等のアニメーションを複数回表示するにとどまらず、ストーリー展開がある内容とする。
- ドローンショーのBGMについては、フリー音源を使用することを基本とする。
(フリー音源以外を使用する場合は、受託者において音源の使用手続きを行い、使用料を納めるものとする。)
- ドローンショー観覧エリアにおける音響機材は、発注者において準備する。
- 演出内容は、予め発注者が確認するものとし、発注者の了解を得た上で確定させる。
- ドローンの飛行時間の3割の範囲内において、本業務による演出の前後に受託者の社名及びロゴマーク等を表示させることができるほか、受託者以外の広告を表示することができるものとする。
- 広告を表示する場合は、得られた広告料収入により次のいずれか又は両方の方法により広告料収入の全額を本業務に充てるものとする。(広告料収入を受託者の収益とすることはできない。)
 - ・機体数を増加させる。
 - ・契約を変更し、委託料を減額する。
- 受託者が広告を募集する際は、予め発注者と協議し、発注者の了解を得るものとする。
- ドローンショーの企画及び運営は、受託者が責任を持って一元的に管理するものとする。(契約において、業務の一括再委託は禁止する。また、発注者と協議の上、業務の一部を再委託することは認め得るが、企画及び運営の中核部分を再委託することは認めない。)

(5) その他

- ドローンの飛行に必要となる手続きは、受託者が行う。
- 立入禁止エリアは、受託者が設定し、発注者が立入禁止措置を行う。
- ドローンショーの映像を発注者が撮影し、ホームページ等で公開することがある。
- 受託者や観覧者がドローンショーを撮影し、ホームページ、SNS等で拡散することは禁止しない。

6 成果品

委託事業の実績報告書（任意様式）

7 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

委託契約の締結後に本仕様書の内容を変更する必要がある場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受託者の協議により定めるものとする。

8 その他

(1) 受託者は、本仕様書及び発注者の指示に基づき、業務を忠実かつ確実に履行すること。

(2) 業務の実施に当たり届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

(3) 業務を実施するために必要な打合せを随時行うこと。また、発注者へ業務の進捗状況を随時報告すること。

(4) 業務を通じて知り得た情報は機密情報として取り扱うこと。また、業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

(5) 業務の実施に伴う成果物の権利は、発注者に帰属するものとする。

なお、業務の実施に当たり、著作権の取扱いには十分注意すること。

(6) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。